

## 三田市郵便入札実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、関係法令及び三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号。以下「規則」という。）の規定に基づき三田市（以下「市」という。）が郵便入札を行うにあたり必要な事項を定める。

### (郵便入札の実施対象)

第2条 市長は、郵便入札を実施しようとするときは、当該入札の対象を規則第7条に規定する公告又は規則第40条に規定する通知（以下「公告又は通知」という。）により定めるものとする。

### (入札書の提出方法等)

第3条 郵便入札における参加者（以下「入札者」という。）は、入札書及び入札の公告又は通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を、当該入札の公告又は通知にて定められた所定の日時までに到着するよう別に定める郵送の手段を用いて提出しなければならない。

2 入札者は、入札書等の提出が前項の手段により難しいときは、当該入札の公告又は通知にて定める方法により入札書等を提出することができる。

3 入札者が前2項により提出した入札書等は、書換え、引き換え又は撤回することができない。

### (入札の辞退)

第4条 入札者が、入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を所定の日時までに到着するよう前条第1項又は第2項の方法により市へ提出しなければならない。

### (入札の無効)

第5条 規則第22条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する当該入札は、無効とする。

(1) 入札書等を市の定める方法以外で提出したもの

(2) その他、郵便入札に関する条件に違反したもの

(入札の執行を延期する場合の措置)

第6条 市長は、規則第24条に掲げるもののほか、市長が必要と認めるときは、当該入札の執行を延期することができる。

2 前項により延期を行う場合は、入札者全員に延期の旨及び変更後の入札の執行日時を通知するものとする。

3 郵便入札の入札執行を延期する場合において、公告又は通知に定めた日時までに到着した入札書等は有効なものとし、契約検査担当課長（規則第2条第1項第7号に規定する契約検査担当課長をいう。ただし、規則第81条第1項の規定により課等において行う契約の場合は、規則第2条第1項第6号に規定する「課長等」と読み替える。）はこれを開封することなく、変更後の入札日時まで厳重に保管するものとする。

(開札)

第7条 入札者は、当該入札の開札に立ち会うことができる。ただし、立会人の人数及び選定方法等については、市長が別に定める。

2 前項の場合において、入札者が指定した代理人が立ち会うときは、委任状を市に提出しなければならない。

3 市長は、開札に立ち会う入札者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせ、開札するものとする。

(入札回数)

第8条 開札の結果、落札すべき入札者がいないときは、再度の入札を行う。

2 郵便入札による再度の入札は1回限りとする。

3 第1項の再度の入札にかかる入札書の提出期限及び開札日時は、第2条に規定する公告又は通知において予め定めるものとする。

(くじによる落札者の決定)

第9条 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

2 前項に規定するくじは、入札書に記載されたくじ番号を利用し、公告又は通知

に規定する方法にて行う。

- 3 入札書にくじ番号が記載されていない場合は、公告又は通知に規定する方法によりくじ番号を定める。

(落札の通知)

第10条 郵便入札において、規則第30条第1項に規定する落札の通知は、書面により行うものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。